

会津大学学生支援委員会規程

(平成18年4月1日規程第15号)

(最終改正2019年3月29日)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程第30条の規定に基づき、学生支援委員会(以下「委員会」という。)の運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 学生の課外活動に関すること。
- (2) 学生の賞罰に関すること。
- (3) 学生の保護管理等に関すること。
- (4) 奨学生の推薦及び指導に関すること。
- (5) その他学生支援に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者によって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 各部門、文化研究センター及び語学研究センターごとに選出されたそれぞれ1名の委員
- (3) 研究科から選出された2名の委員

(任期)

第4条 前条第2号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学生部長をもって充てる。

(会議)

第6条 委員長は会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、事務局学生課が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。